

“環境負荷低減のクロスコンプライアンスのページを公開しました”

「みどりの食料システム戦略」においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされました。

農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となります。

●環境負荷低減のクロスコンプライアンスってなに？

環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合に、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」に基づいた最低限の内容を実施いただくものです。その取組内容は、日頃の事業活動における最低限行うべき取組として、より多くの農林漁業者等の皆様が意識すれば取り組めるもので構成されています。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

○ 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

<各種支援>



各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)

環境にやさしく
生産性も高い農業へ！



○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



最低限行うべき取組（例）

☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存	→ 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる
☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥	→ 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる
☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止	→ 周辺環境への影響を最低限にする
☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存	→ 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

●環境負荷低減のクロスコンプライアンスを実施する意義とは？

クロスコンプライアンスを導入し、農林水産・食品関連事業者等に最低限の取組の実践を求めることで、

- 1 農林水産・食品関連事業者等の環境負荷低減の意識向上と取組の底上げを業界全体で図るとともに、
- 2 生産現場等における環境負荷低減の取組を見える化し、消費者に現場の努力を伝えることで、我が国の農林水産・食品関連事業に対する国民的な理解を得ることにつながり、国内の消費者や国際的な場においても、我が国の農林水産物や食料加工品などが持続的なものであることを発信することにつながります。



※農林水産省 HP ⇒ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

彩の国 農業人

～更なる販路拡大を実現し、町を
代表するいちご生産者を目指す～

ともみつ りょうた

友光 亮太さん

いちごの味と香りにこだわり、ハウス内の温度・湿度管理や土づくりなどに取り組む、友光農園の代表 友光亮太さんをご紹介します。

川島町出身の友光さんは、電気工事士として6年間民間会社に勤めていましたが、独立し何か事業を始めようと考えた時、小さい頃から身近に農業があったこともあり、電気工事技術を活用し農業が出来ないか考えていました。

このタイミングで川島町明日の担い手育成塾の募集があり、就農することを決意しました。2021年6月に明日の担い手育成塾に入塾し、2年間いちごの栽培技術や農業の基礎などを学び、2023年7月に就農しました。

栽培作物は、いちごで、品種は「べにたま」、「あまりん」、「とちおとめ」をビニールハウス5連棟（合計15a）で栽培しています。農地は、明日の担い手育成塾の研修中に栽培で使っていた場所を町役場を通じて確保することができました。経営が軌道に乗った際には規模拡大し、品種数を増やして行きたいと考えています。農業機械は、トラクターを自費で購入しました。農作業は妻と2人で行いますが、収穫期には、父や祖父にも手伝ってもらっています。

主な販売先は、川島町と東松山市の農産物直売所、ハウスでの直売ですが、今年は、JAを通じ市場に出荷しました。さらに、販売先を広げるため川島町のふるさと納税返礼品にも申請しています。

味が良く香りの高い、いちごを栽培するには、土耕栽培が向いていると思い、土づくりには特に気を使っています。もみ殻、残渣、米ぬかなどに窒素を混ぜた堆肥を作り土に混ぜています。

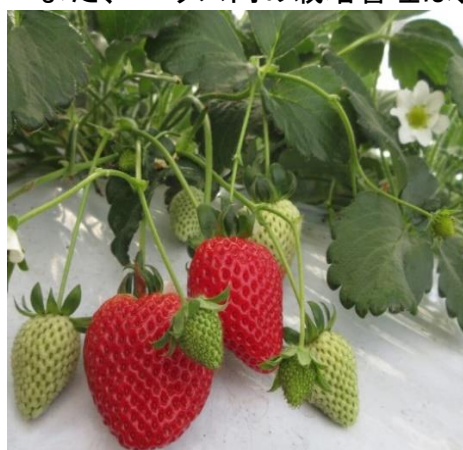
また、ハウス内の栽培管理は、前職の技術を活かして、市販の家電製品などを利用し、換気、灌水、カメラなどをスマートホンで操作できるように自作しました。今後は、二酸化炭素発生装置などを導入したいと考えています。

研修中は、病害虫（ハダニ、うどんこ病）に悩まされましたが、その経験が教訓となり、現在、順調にいちご栽培に取り組んでいます。また、この研修で知り合った、川島町、吉見町、東松山市の若手いちご農家（Lineグループ）が不定期に集まり、営農の相談や栽培技術の情報交換なども行っていますが、年齢も近いこともあり、大変励みとなっています。

最後に、営農が軌道に乗ったら、ネット販売や規格外品を活用してジェラート、ドライフルーツなどの自家製造や観光農園にも挑戦できたらと夢を語ってくれました。



友光 亮太さん



収穫を待ついちご

編集：関東農政局 埼玉県拠点

〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館

TEL 048-740-5835

<関東農政局HP> <http://www.maff.go.jp/kanto/>